

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に関する意見募集の結果（全文）

【法人・団体】

I. コンテンツの流通促進方策

意見番号

- |    |                      |    |                              |
|----|----------------------|----|------------------------------|
| 1  | (社)音楽出版社協会           | 29 | (社)日本音楽著作権協会                 |
| 2  | (社)音楽制作者連盟           | 30 | 協同組合日本脚本家連盟                  |
| 3  | (社)コンピュータソフトウェア著作権協会 | 31 | 日本行政書士会連合会                   |
| 4  | 障害者放送協議会             | 32 | (社)日本ケーブルテレビ連盟               |
| 5  | 松竹(株)                | 33 | (社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター |
| 6  | 松竹(株)                | 34 | (株)日本国際映画著作権協会               |
| 7  | 松竹(株)                | 35 | 協同組合日本シナリオ作家協会               |
| 8  | ソフトウェア技術者連盟          | 36 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 9  | (株)テレビ朝日             | 37 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 10 | (株)テレビ朝日             | 38 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 11 | (株)テレビ朝日             | 39 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 12 | (株)テレビ朝日             | 40 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 13 | (株)テレビ朝日             | 41 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 14 | デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム  | 42 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 15 | デジタル・コンテンツ利用促進協議会    | 43 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 16 | 東映(株)                | 44 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 17 | 東映(株)                | 45 | 日本テレビ放送網(株)                  |
| 18 | 東映(株)                | 46 | 協同組合日本俳優連合                   |
| 19 | (株)東京放送              | 47 | 日本弁理士会                       |
| 20 | (株)東京放送              | 48 | 日本弁理士会                       |
| 21 | (株)東京放送              | 49 | 日本弁理士政治連盟                    |
| 22 | (株)東京放送              | 50 | 日本放送協会                       |
| 23 | 東宝(株)                | 51 | (社)日本民間放送連盟                  |
| 24 | 東宝(株)                | 52 | (社)日本民間放送連盟                  |
| 25 | 東宝(株)                | 53 | (社)日本民間放送連盟                  |
| 26 | (社)日本映像ソフト協会         | 54 | (社)日本民間放送連盟                  |
| 27 | 日本音楽作家団体協議会          | 55 | (社)日本レコード協会                  |
| 28 | (社)日本音楽事業者協会         | 56 | マイクロソフト(株)                   |

## 法人・団体名：社団法人音楽出版社協会

該当ページ：2

概要：コンテンツの流通促進に必要なのはまず優れたコンテンツの創出である。

全文：報告案の「はじめに」に、「今後、我が国が国際社会において競争力を発揮するためには、世界最高水準といわれる情報通信環境を生かし、新たなネットビジネスの発展や技術開発を促すとともに、クリエイターの創作インセンティブを高めるための基盤を確立することが不可欠となっている。」と書かれています。ところが、その同じページの最後に「今後の知財制度を考える上で重要な課題と考えられる下記の事項について検討を行い、ここに報告をまとめるものである。」として、(1) コンテンツの流通促進方策、(2) 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入、(3) ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化、の3点が挙げられています。同調査会が検討結果をまとめるのは、今回が初めてではないかと思いますが、ということは、この3点が調査会としてまず取り上げなければならない最重要の課題であると考えたということになります。しかし、よく知られていることですが、コンテンツ・ビジネス(音楽その他知財の対象となっていると思われるビジネス)は、コンテンツがすべてとっていいビジネスです。魅力的な、優れた、時代の好尚に合ったコンテンツを作り出すことができれば、ほとんどの問題は解決します。いかに魅力的なコンテンツを創出するか、そのための環境をクリエイターに提供できるか、ということがまず論じられるべきであり、流通促進やそのための権利制限や違法対策はその後に来る二次的な問題のはずです。『『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある『情報づくり』、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。』と「知的財産戦略大綱」にはあります。この大綱に沿って設置された知財推進本部に設けられた専門調査会がまず取り上げるべきは、優れたコンテンツをいかに作り出すか、であるべきであると考えます。さて、「コンテンツの流通促進方策」についてですが、「5. 検討結果」に「コンテンツは市場の需要と供給のバランスにより、権利者と利用者が合意すれば流通するものと考えられる。」とあるとおりです。必要に応じて、権利の集中管理や契約ルールの整備が進められれば十分であると思われます。たとえば「ネット利用に消極的な権利者などもある」としても、コンテンツ・ビジネスは、いつ、どのような形でコンテンツを提供するかという見極めも大きなポイントになりますし、また、合意できない条件を提示されているなどのそれなりの理由があるからと考え

られます。いきなりネット上でのコンテンツの流通を促進するために法的対応の可能性を検討するのは、検討の方向が違うのではないのでしょうか。なお、「ヒアリングで出された法的対応案」の最後に、「〇コンテンツホルダーへの権利の集約化」として、「複数の権利者が関わる例えば放送番組、映画、レコードのネット上での利用については、放送事業者、映画製作者、レコード製作者のみが許諾権を行使できる特別法を制定すべきではないか。」とありますが、著作権者や著作隣接権者から許諾権を奪うことがなぜ知財立国につながるのか。このような暴論を、たとえヒアリングで出てきたものとはいえ、法的対応案のひとつとして取り上げるのは、知財推進に逆行するものであると考えます。

## 法人・団体名：社団法人音楽制作者連盟

該当ページ：2 頁以下

概要：「コンテンツホルダーへの権利の集約化」特別法案については、前提となる立法事実が存在せず、またクリエイターの創作インセンティブを減退させるものであるため、反対。

全文：(一)『デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告案)』(以下「本報告書」)の「I.コンテンツの流通促進方策」においては、「流通が進まない原因」として、「ビジネスモデルが成立していないこと、違法コンテンツが氾濫していることなど」の要因を挙げつつ、「コンテンツの権利処理が煩雑なこと」を挙げ、「コンテンツの権利処理コストを低減し、ネット上でのコンテンツの流通を促進するための法的対応の可能性」について、検討を行っている。まず、「5. 検討結果」における、「契約による権利処理を一層促進するための取組を早急に進めることが必要である。加えて、放送事業者に対しては、製作段階においてその後の利用を含めた契約を行うよう自主的な努力を促すべきである。」との見解については異論はなく、例えば、本報告書5頁において、NHKによる放送番組のネット配信において、映像コンテンツに係る権利処理の体制が確立されていることが指摘されているように、事業者・権利者の協力により、集中管理が整備されつつある分野も存在する。このようなケースをモデルケースとして、今後も、「契約による権利処理」、すなわち、当事者の合意という民法上の大原則を大前提として、コンテンツの流通促進を図るべきである。しかしながら、「5. 検討結果」における、「これら契約を促進する観点や、契約による取組だけでは対応できない問題を解決する観点から、以下のとおり、契約による取組を補うための何らかの法的対応が必要であるとの意見」として挙げられている、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」については、全く賛同することができない。以下、理由を述べる。(一)そもそも、「契約による取組だけでは対応できない問題」とは何か。本報告書を読めば、そもそもそのような問題が存在しない、あるいは解決に向かっていることは明らかである。本報告書4頁以下では、レコード、映画、放送番組、ユーザー・コンテンツについて、現状における権利処理の状況の分析が行われている。まず、①レコードについては、「ネット配信に伴う権利処理については大きな問題がない」と分析されており、「契約による取組」によって対応可能であることが明らかとなっている。次に、②映画については、「概ね問題がない」とされつつ、過去に製作された映画にネット上での利用権が設定されていない場合における製作委員会による合意が必要となるケースについて、「ネット配信がDVD販売や放送などと競合する場合、許諾が得られないケースが

ある。」ことが指摘されている。しかしながら、このようなケースについては、多額の投資を行った映画の流通方法・タイミング等をコントロールすることの合理性が強く認められ、ネット配信の許諾を行わないことに正当性すら認められる場合であって、そもそも「契約による取組だけでは対応できない問題」とはレイヤーの異なる事象である。また、③放送番組については、確かに、コンテンツホルダー(放送事業者等)が、その放送番組について、契約の徹底、権利情報の保持・保有等に努めてこなかったという事情が認められる。しかしながら、現在においては、例えばNHKの事例のように、脚本、音楽、実演、レコード、美術など主要な権利団体等と合意が成立し、契約締結や権利処理の体制が確立され、また確立されつつある。この点、本報告書では、「それら以外の集中管理が進んでいない分野や契約ルールが確立されていない分野においては許諾を得られないケースがある」ことを指摘しているが、如何なる分野が「集中管理が進んでいない分野」「契約ルールが確立されていない分野」であるかを明らかにしていない。本報告書(5頁)が挙げる、放送番組における権利者の例示(脚本、音楽、レコード、実演、美術、写真など)に照らせば、脚本、音楽、レコード、実演、美術については、上述のとおり集中管理が実現できており、NHKとの団体関合意が成立しているのである。このように、放送番組においても、関係者の努力によって、集中的な権利処理の体制が急速に整ってきており、「契約による取組だけでは対応できない問題」というものが実態のないものであることが判明する。最後に、④ユーザー・コンテンツについては、クリエイターであるユーザーの権利の処理については、問題視されていない。このように、「契約による取組だけでは対応できない問題」とは、そもそも存在しない、あるいは解決に向かっているものである。本報告書における「契約による取組だけでは対応できない問題」について、善解すれば、権利情報が保持されていない場合など、権利者が不明な場合が該当すると考えられるが、これについては著作権の裁定制度の利用のし易さを高めることにより解決する問題である。したがって、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」という特別法による対応については、そもそも、前提となる「契約による取組だけでは対応できない問題」という立法事実が存在しないのである。(二)次に、そもそも、コンテンツの流通を促進させようとする趣旨に、立ち返って考えてみる必要がある。本報告書(1頁)に記載されているとおり、コンテンツの流通を促進させるそもそもの趣旨は、「我が国が国際社会において競争力を発揮するため」であり、そのためには、「世界最高水準と言われる情報通信環境をいかし、新たなネットビジネスの発展や技術開発を促すとともに、「クリエイターの創作インセンティブを高めるための基盤を確立することが不可欠」なのである。そして、法律によって、コンテンツホルダー(放送事業者、映画製作者、レコード製作者)にネット利用に係る許諾権を集約させる行為が、クリエイターが本来保有する(持っていないとすれば、自らの意思によって他人に託した)許諾権をその意思によらずに召し上げるものであって、クリエイターの創作インセンティブ

を高めることに全く貢献しないのみならず、むしろ減退させるものであることは、一見して明らかである。このように、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」を立法によって行うことは、「クリエイターの創作インセンティブを高める基盤の確立」に反するものであることは明らかであり、その結果、コンテンツの流通促進の本来の目的である国際社会における競争力や、多様な文化を失わしめるものに他ならない。

以上

## 法人・団体名：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

該当ページ：

概要：現行法制下におけるコンテンツの利用促進を前提に議論を進めるべきであり、コンテンツの流通が十分に進んでいるか否か不明瞭な状況において、法改正を前提として議論を進めることは、妥当でないと考える。

全文：まず、前提となる「動画コンテンツのネットでの流通は十分に進んでいない」との問題は、誰にとってどのような問題なのか不明瞭である。仮に、「はじめに」に示された「国際社会において競争力を発揮するためには、世界最高水準と言われる情報通信環境をいかし、新たなネットビジネスの発展や技術開発を促すとともに、クリエイターの創作インセンティブを高めるための基盤を確立する」ためには現行の著作権法制度等が障害となっていると捉えているのだとすれば、それは適切ではない。現在及び将来の革新的なビジネスモデル実現のために著作権等を弱めることが必須であるとして本促進方策を論じているとするならば、当協会としては、そのような方策を安易に論じることは映像配信ビジネス事業者のみに与するものとし評価できない。しかしながら、「契約による権利処理を一層促進するための取組を早急に進めること」旨の結論自体には賛成である。ビジネスとしてコンテンツ創作ないし流通を行っている当事者は、すべからくコンテンツの流通が円滑に行われるよう努力すべきことが当然求められるからである。一方、「契約による取組を補うための何らかの法的対応が必要であるとの意見」に対しては、慎重な検討を求めたい。著作権法上の対策については文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討が行われているが、著作権以外の権利（肖像権・パブリシティ権等）も含めた許諾を擬制する法律を創設するとすれば、まず、これらの権利が要因となってネットでの映像流通が阻害されていることが、潜在的な可能性としてではなく、現実に存在しているという点を立法事実として明らかにしなければならない。さらに、仮にそのような事実があるとしても、まずは、映像製作者・放送事業者がこれらの権利情報を管理する（データベース化、メタデータ化）努力が必要であり、それでもなお解決が困難なときにはじめて、許諾を擬制する法律の創設が検討されるべきであると考え。とまれ、インターネットという新しいメディアであろうと従前のメディアであろうと、現行法制下におけるコンテンツの利用促進を前提に議論を進めるべきであり、法改正を前提として議論を加速させようとすることは、本末転倒であると考え。

法人・団体名：障害者放送協議会

該当ページ：2

概要：デジタルコンテンツを障害者の情報保障に活用できるよう、権利処理の促進や、アクセス可能な形式での流通を促進するような法的対応策を取るべきである。

全文： 報告案では、音楽・映像分野でのコンテンツの流通促進を中心にした検討がされている。しかしデジタルネットワーク上では、書籍・雑誌・新聞等の従来紙媒体でしか流通してこなかったコンテンツも、デジタルデータの形で流通しており、このことが障害者の情報保障促進にもつながっていると考えられる。このような障害者の情報保障促進という観点からの、契約による権利処理促進や法的対応策についての検討も必要である。さらに障害者にとって、アクセス可能な形式のコンテンツ流通をより促進するための、法的な担保やコンテンツ提供や流通に係わる事業主体に対し、一定のインセンティブを与えるような制度についても検討すべきである。放送番組については、総務省の視聴覚障害者向け放送普及指針では「平成 29 年度(2017 年度)までに、字幕付与可能な放送番組のすべてに字幕付与されることを目標とする。」とされているが、「権利処理上の理由等により字幕を付与することができない放送番組」を除外対象にしている。そもそも「権利処理上の理由」により障害者のアクセスが除外されていることは、障害者の情報保障よりも著作権者の権利保護を優先するもので、政府として批准を進めている「国連障害者の権利条約」の理念にも反するものと言わざるを得ない。このような除外が生じないよう、障害者にとってもアクセス可能であるコンテンツの流通促進を最優先課題とするべきである。

法人・団体名：松竹株式会社

該当ページ：4

概要：映画については現行法で問題なし。製作委員会は、市場原理に基づき一体となって収益最大化を図っておりご指摘は不適切。法律による規律も不要。

全文：(3. 現状 ②映画について) 映画については権利の集中が法的に担保されており、ネット配信に伴う権利処理については「概ね問題がない」とあり、現在、ビジネスの実態においても、弊社を含め映画のネット配信は積極的に行われていると認識しております。よって現状の著作権法で何ら支障はございません。しかし、今回の報告案においては、製作委員会方式における問題点が指摘されておりますが、これは製作委員会が一体となり、委員会全体の収益の最大化を目指した市場原理に基づき、DVD 販売、放送、ネット配信等のいわゆるウインドウ（提供時期・期間を指す。以下同じ。）コントロールを行うものであり、ご指摘は当たらないものと考えております。また、これを法律によって規律するものでもないと認識しております。

法人・団体名：松竹株式会社

該当ページ：5

概要：映画は、最初から最後までを通して初めて成立するコンテンツ。その一部分のみを使用することは映画の価値を著しく減ずるおそれがあり、部分的な使用は映画に馴染まない。

全文：(3. 現状 ④ユーザー・コンテンツについて) 弊社といたしましては、映画というものは、最初から最後までを通して初めて成立するコンテンツであると考えており、その一部分のみを使用することは映画の価値を著しく減ずるおそれがあり、基本的な考えとして、部分的な使用は映画に馴染まないものと考えております。従って、報道、映画史編纂、他の映画における演出上必要な場合等、極めて限定的な場合にのみ使用の許諾をしております。今回の報告案においては、ユーザー・コンテンツの創作に関して、音楽の包括契約に倣い、映像についてもオープンな利用環境の整備が必要であると記載されていますが、弊社としては上記のような考えに基づき、賛成いたしかねます。

法人・団体名：松竹株式会社

該当ページ：8

概要：映画ビジネスは、権利者自身の主体的なビジネス判断によりマルチユースすることで投下資本を回収することが基本。法律による新たな規制には強く反対。

全文：(5. 検討結果 (ヒアリングで出された法的対応案)について) 「コンテンツホルダーへの権利の集約化」においては、既述のとおり、映画のネット上における流通に関しては、現行の著作権法において何ら支障はなく、その証左として、現在、実際に多くの映画がネット上で提供されております。また、その収益についても、原権利者、出資者等への公正な利益配分を行っております。また、映画ビジネスというのは、資金的リスクの下で制作した作品を、権利者自身が主体的・戦略的にマルチユース(劇場公開、DVD販売、放送権販売、ネット配信権販売等)をすることにより、投下資本を回収するものであり、そのウインドウコントロールについては、市場原理に基づく権利者のビジネス判断により決定されるべき問題であると考えております。従って、法律により、映画製作者の権利を制限することは、映画ビジネスの根本を崩すものであり、仮にこうした意見が報告案として提案されるのであれば、強く反対の意を表明させていただきます。なお、補足となりますが、このような応諾義務が必要となる分野は、電気、水道、電話といった国民生活に必要なサービスに限定され、許認可制等に基づく参入規制等の事業者保護規定と対をなして初めて成立するものであり、自由競争原理に基づく映画産業とは馴染まないものと考えております。

法人・団体名：ソフトウェア技術者連盟

該当ページ：

概要：1 権利許諾の不当拒絶に対しても配慮した法制度とされたい。2 原著作物の範囲等についても見直しが必要である。

全文： コンテンツの流通促進方策について、推進しようとする姿勢については評価するものである。しかし、現在の状況を見る限り検討の開始が遅すぎた感もある。また、流通促進の問題は、①権利者が不明確であることだけでなく、②権利者が従前のビジネスモデルに固執し権利処理を不当に拒否することも挙げられる。現在検討されている、情報の整備や権利の集約化は、主に①の問題であり、②不当拒否に対する方策も十分検討されたい。特に権利の集約化を目指すことは望ましいが、同時に弊害もある。例えば、また、現在では、映画の一部が法制度となっている。しかし、映画著作物の範囲は判例上も明らかではなく、音楽が含まれないなど原著作物の範囲も明確ではなく有効に機能していない。これらの範囲を明確にするとともに、少なくとも商用コンテンツについては、映画著作物同様の制度を一般に創設し、権利処理を一度で完了するように法制化するべきである。また、権利の集約化については、権利の寡占状態による不当な取引拒否や、不当に高額な許諾料の請求等が予想される。これらに対する十二分の対応をされたい。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：2

概要：ビジネスモデルの成立とビジネスの成立は異なる意味である。

全文：第2頁に「流通が進まない原因として、ビジネスモデルが成立してないこと～」とあるが、ビジネスモデルの成立とビジネスの成立は異なる意味である。ビジネスモデルは既存のものもあり、また将来的には新しいビジネスモデルも成立する可能性はある。ここでの真の問題は、経済的観点においてビジネスが成立しない点にあるので、そのような観点から意見書を取りまとめられたい。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：7

概要：契約による権利処理について、放送事業者の自主的努力は既に行われている。

全文：第7頁 「放送事業者に対しては、製作段階においてその後の利用を含めた契約を行うよう自主的努力を～」とあるが、放送局事業者も自主的努力を既に行っているものの、そのような契約が一部に留まっているという現状も踏まえるべきである。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：7

概要：法的対応の検討に当たっては権利者のインセンティブを阻害しないように留意すべき

全文：第7頁 「契約促進の取組による権利処理の進捗状況も踏まえ、適宜法的対応の～」とあるが、法的対応の検討に当たっては権利者のインセンティブを阻害しないように留意すべきだと考える。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：8

概要：特別法の制定に関しては、基本的に許諾権の行使の問題であり、本来私的自治に任せるべき分野と考える。

全文：第8頁において特別法に関する言及があり、特別法制定するのに伴って「~他の利用者に対して許諾拒否は許されない」とあるが、係る特別法の制定に関しては、基本的には許諾権の行使の問題であり、本来私的自治に任せるべき分野と考える。実際、業界のルール作りについて民間の事業者間で常に努力が行われており、法律による強制はなじまないものと思料する。もし特別法を制定する場合は、ビジネスの実態を把握するとともに、利害関係者の意見を十分にヒアリングし慎重に検討すべきものとする。

法人・団体名：株式会社テレビ朝日

該当ページ：8

概要：権利情報の保持・管理はビジネス上の必要性を考慮して放送事業者も自主的な努力により行っており、法律で強制されるべきものではない

全文：第8頁 「コンテンツホルダー（放送事業者）に権利情報の保持・管理を義務付ける～」とあるが、コンテンツ流通の促進の観点から放送事業者も自主的な努力により、権利管理情報の保持・管理を行っており、これらは当然ビジネス上の必要性を考慮して行われているものであり、法律で強制されるべき性質のものでないと思料する。仮に、法的な強制を必要とするのであれば、ビジネスの実態を把握した上で必要最小限の規制に留めるべきと考える。

## 法人・団体名：デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

該当ページ：3, 4, 6~8

概要：報告案は事実誤認があるうえ、契約促進の取組みをまず進めるべきと結論づける等、「知的財産推進計画」が求める検討としては不十分且つ不適切であり早急な再検討を求める。

全文：『知的財産推進計画 2007』は、「デジタル化や国際化が進展し、本格的な知の大競争時代を迎えているが、コンテンツ分野においては、依然世界のスピードある変化に対応でき」ていない等の我が国の問題点を克服し、今後、コンテンツ産業の国際競争力を強化するためには、「新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整える」必要があるという問題意識から、世界「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備する」と宣言した（89頁）。同計画に引き続き、『知的財産推進計画 2008』も、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備」として表明した（11頁）。このように、デジタルコンテンツの流通促進は、我が国の喫緊の課題であり、対外的にも宣明した政府の方針として、時代に先んじた最先端の法制度等による解決策を早急に、かつ真摯に検討し実現する必要がある。また、自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」においては、デジタルコンテンツの流通促進について、（今後修文の可能性はあるものの）「本専門調査会としては、昨今のスピードの速い国際競争の下で我が国のコンテンツ産業を早急に拡大していくためには、契約による対応を待つだけでは時機を失することになりかねないことから、何らかの法的枠組みの構築が必要と考える」旨の中間論点整理（案）が、本年7月16日に提示された。このように、知的財産戦略本部『知的財産推進計画』及び自由民主党・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」は、スピードの速い国際競争の中、コンテンツの流通促進を図ることが喫緊の課題であることを前提として、そのために最先端の法制度（等）を早急に整備・構築するべきと結論づけている。当フォーラムとしても、これらと共通の問題意識に基づき、（民間における様々な取組み・諸努力は高く評価されるべきことはもちろんであるものの）デジタルコンテンツの流通促進策について各国がしのぎを削っている中で、特にインターネット上におけるコンテンツ流通の促進が我が国コンテンツ産業の振興にとって急務であることを考えれば、契約による処理に時間を費やしている余裕はないことから、ネット法という特別立法による解決を提言した。しかるに、報告案は、「I コンテンツの流通促進方策」の検討結果として、「まずは、…契約による権利処理を一層促進するための取組みを早急に進めることが必要である。加えて、放

送事業者に対しては、製作段階においてその後の利用を含めた契約を行うよう自主的な努力を促すべきである」とし、「法的対応の検討」については「契約促進の取組による権利処理の進捗状況等を踏まえ、適宜進めると結論づけるに留まり（7頁）、「知的財産推進計画」等の上記の問題意識を共有していないと言わざるを得ない。また、報告案は、コンテンツの流通促進方策として、なぜ法的対応ではなく契約による権利処理を促進するための取組みを進めることでまずは足りるのか、かかる取組みを進めることが世界の「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等」として十分なものであるかについて、一切の理由付けをしていない。従って、報告案は、「知的財産推進計画」が求める検討として不十分且つ不適切であると言わざるを得ない。報告案も認めるように、英米仏などでは、契約慣行が浸透し、すでに権利処理が進んでいる（6頁）のに対して、我が国では「欧米に比べ契約慣行が浸透していないため権利処理コストが増大し、これが新しいメディアの出現に対応したコンテンツ流通を阻害する一因となっている」（7頁）。このように、現在欧米が我が国の先を進んでいる状況下において、我が国で契約による権利処理を促進するための取組みを進めたとしても、本格的な知の大競争時代において、我が国が世界最先端のコンテンツ大国となるという『知的財産推進計画』の目的（『知的財産推進計画 2007』89頁参照）を達成することはできないのではないかと非常に危惧される。そして、この際に指摘されるべきは、まず、ガイドライン等の契約ルールには強制力がないということである。従って、このような契約ルールに関する取組みを進めても、権利処理の負担及び許諾を得られないおそれが解消するわけではなく、十分な解決策ではないと言わざるを得ない。また、インターネットにおける流通の促進が求められている全てのデジタルコンテンツについて契約によって権利を処理することは現実的にできない上（このことは数十年前に制作され権利者の所在が不明等である過去のコンテンツを考えれば容易に理解できる。）、可能なコンテンツについてもいつ契約作業が完了するかは明らかではない。報告案が促進すべきとする権利の集中管理や契約ルールなど（4頁）については、文化庁文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会『中間整理』においても、写り込みの場合や肖像等の人格的利益が問題になる場合については権利情報の管理や権利集中をすることに限界がある、契約ルールや権利者情報の管理は「過去のコンテンツに対する効果は限定的である」（22頁）、民間の対応策には「法的な裏付けがあるわけではなく、事後的に差止請求を受けるリスク…など、最終的な法的リスクがなくなるわけではない点には特に留意が必要である」（23頁）と指摘されているところである。そのため、本専門調査会としては、以上のことを直視して、時代に先んじた最先端の法制度等による解決策を、早急に、かつ真摯に検討するという政府の方針に従い、当フォーラムの提案する『ネット法』構想をも含めて、再度早急かつ真摯に検討するよう切望する次第である。また、報告案には、以下のような事実誤認等があることからして、本専門調査会としては、再度、十分な資料・立法事実

について様々な視点から客観的に立ち返った検証を行うべきである。すなわち、本報告書案は、まず、レコードについて、一任型の集中管理が進んでいるため、ネット配信に伴う権利処理については大きな問題はないとしている(4頁)。しかし、原曲をそのまま利用する場合や若いアーティストが既存楽曲のサンプリングを伴うヒップホップをネットで発表するような場合等には、権利処理が困難であることは、例えば、文化庁文化審議会法制問題小委員会に報告・提出された(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社『インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化について』(以下「三菱UFJ報告書」という。)においても指摘されている(15及び18頁)。次に、本報告書案は、映画については、ネット配信に伴う権利処理については概ね問題がないとしているが(4頁)、例えば、自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタルネット時代の著作権に関する小委員会」においては、ヒアリングを受けた映画監督から、製作した映画をインターネットで配信しようとしても、一部の権利者がなかなか同意せず先に進まないという例が増えているとの発言がなされている。また、報告案は、映画では、原作・脚本等の著作物について製作段階からその後の利用も含めた契約が行われていない場合でも管理事業者から許諾を円滑に得られることが多いとするが(4頁)、音楽以外のジャンルについては、「著作権等管理事業者があまり機能していないため、個別の利害調整が必要になり、調整し得る幅も狭くなる」と、三菱UFJ報告書においてもその限界が指摘されているところである(15頁)。このように、著作権等管理事業法に基づく一任型による集中管理がなされているコンテンツも含めて、二次利用については問題が存在するのであって、報告案が、権利の集中管理事業によって「権利処理の簡素化が進められている」(3頁)とするのは正確ではない。報告案は、文化庁文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討について、「現行の裁定制度の運用改善に留まらない新たな制度が提案されている」と紹介している(6頁)。しかし、当フォーラムが同小委員会『中間整理』に対して提出したパブリックコメントにおいても指摘しているとおり、当該『中間整理』29-30頁において提示されている案は、既存の裁定制度等について指摘されている限界・問題点が当てはまりそもそも抜本的解決策とはならないものである上、当該『中間整理』自体が肯定的な評価を行っている立法案(一定要件の下で権利者が二次利用に反対できないとするような規定を設けるといふもの)(15頁)について、具体的に検討することなく早期の法制化を見送るといふ趣旨の結論に至るなど、その検討過程自体に大きな問題がある。しかしながら、報告案は、このような問題点の分析を一切行っておらず、不十分なものとわざわざを得ない。さらに、本専門調査会は、当フォーラムの事務局長に対してヒアリングを行ったところ(本専門調査会第4回議事録参照)、報告案は、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」として(8頁)、当フォーラムの『ネット法』構想を紹介しているように見受けられる。しかしながら、当該項目の記載は、『ネット法』構想の目的を「著作権の処理のみならず、商標

権、意匠権、また、法律上明文のない肖像権やパブリシティ権の問題を解決するため」と矮小化し、かつ、ネット権者の範囲を、(『ネット法』構想では、決して確定的なものではないと明言しているにもかかわらず)「放送事業者、映画制作者、レコード制作者に限られる」かのように歪曲している等、正確な紹介が行われていない。ここに強く抗議し、修正を求める。以上

## 法人・団体名：デジタル・コンテンツ利用促進協議会

該当ページ：7

概要：報告案は契約促進の取組をまずは進めるべきとするものの、それでは100年河清を待つこととなる。

全文：近年のデジタル化・ネット化の進行は極めて急であり、これによる社会の変化は産業革命に匹敵する大革命と評価されるであろうと思います。この革命は、一国の産業の浮沈に関わるだけでなく、個人の生活様式から意識に至るまで、非常に大きな影響を与えておりますし、また一過性のものではなく今後も継続して更に大きな変化となって現れてくるでしょう。中世の土地制度は、複雑に権利が絡み合っていたために流動化できませんでした。近代資本主義経済、自由主義経済になり、財の流動化を図るためには、どうしても一物一権主義、つまり一つの物の上には一つの権利という制度を確立する必要があり、それができて始めて近代的な経済が成立しました。土地と著作物を同一に論ずることはできませんが、ある財が流動化、すなわち流通し利用されるためには、権利の集中化が望ましい、という点では共通しております。しかるに、現在の著作権法制は、中世の土地以上に、一つのコンテンツの上に、多数の権利が複雑に絡み合い、権利処理だけで多くの時間と費用が必要であるのが現状です。土地の場合とは異なり、一つの著作物、特に映像のような著作物の創作に関しては、大勢の者が関与しており、複雑な権利関係になるのは致し方ないことですが、これを事後的に修正しないことには流動化は進みません。問題はその手法にあります。自由主義経済のもとでは、まずはマーケットに任せるということが原則であり、権利者と利用者との契約で処理すべきである、という見解も見られます。しかし問題は理念ではなく、わが国の現状では、契約に任せて本当に事がうまく進むのか、という点にあります。アメリカのように、俳優団体が団結して映画会社と団体交渉をし、しかるべき契約に持ち込む、あるいは脚本家が団結し放送事業者と団体交渉をする、という基盤が早急にできるとは到底思えません。わが国の現状をみるに、それは100年河清を待つような感があります。他方、デジタルやネットの世界では、激しいスピードでグローバルな競争をしています。一部のアニメのような例外はあるものの、残念ながら、ネットビジネス、コンテンツビジネスで、日本は明らかに遅れをとっています。このまま縮こまっていると、気がついたら外資の餌食になっている、という事態も考えられます。早く日本発のビジネスを起こす必要があり、とうてい100年待っていることはできない状況にあります。コンテンツがうまく流通しない原因が著作権法だけにあるとは思いません。ビジネスモデル、ファイナンス等の問題や、言語の問題もあるかもしれません。従

って、著作権法制を改正すれば、直ちにネットビジネスが興隆するというものではないでしょう。ただ、著作権があるために、思う通りのビジネスが展開できない、著作権がビジネスの障害となっている、という事態は避けねばなりません。著作権法は財産法であり、いわゆる規制法ではありませんが、現実問題としては、規制法的に機能していることを否定できません。ネットビジネスは時間との競争です。スピードをもってビジネスを立ち上げることが最も重要であると思われます。そのためあらゆる障害を克服して行かねばなりません、その大きな課題が著作権問題であると考えております。政府の『知財推進計画2008』では「最先端のデジタル・コンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備」と述べられており(なお、前年の『知財推進計画2007』でも「最先端のデジタル・コンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備」と述べられていたところであり)、また自民党デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会の『中間論点整理(案)』では「契約による対応を待つだけでは時機を失することになりかねないことから、何らかの法的枠組みの構築が必要と考える」と述べられており、早急な解決が求められております。上記の現状に鑑みますと、本年中にいかに議論を深められるかが、我が国がデジタル時代で生き残れるか否かの生命線又は分岐点、勝負であると考えます。以上

法人・団体名：東映株式会社

該当ページ：4

概要：映画の流通促進に関しては、現行の著作権法制度で支障はなく、阻害要因が発生した場合は、契約・協議によって解決可能であると考えます。

全文：映画については、著作権法により映画製作者に権利の集中がなされており、契約等を結ぶことにより「ネット配信に伴う権利処理については概ね問題がない」という報告案に記載のとおり、現在、弊社のネット配信事業においても、権利処理については支障なく映画のネット配信を行っております。ただし、報告案において、製作委員会方式の場合の問題点が指摘されておりますが、これは製作委員会として収益の最大化を目指し、市場原理に基づき、ビデオ化、テレビ放送、ネット配信等のいわゆるウインドウ（独占的な期間の設定）を設定して二次利用が行われているものであり、製作委員会における協議において解決すべきことと考えます。従って、映画の流通促進に関しては、現行の著作権法で今のところ支障はなく、阻害要因が発生した場合にも、契約・協議により解決していくことが可能です。

法人・団体名：東映株式会社

該当ページ：5

概要：映画のユーザー・コンテンツでの利用促進については、賛同できません。

全文：映画については、オープニングからエンディングまでの全編によって成立するコンテンツであると考えており、部分的に使用することは例外的な場合を除いて映画の価値を著しく低下させる危惧があり、映画には馴染まないものと考えております。従って、時事の報道、他の映画著作物において演出上必要な場合等、極めて例外的な場合にのみ使用の許諾をしております。従って、報告案において、ユーザー・コンテンツの創作に関して、音楽の取組みと同様に、映像コンテンツについても許諾の得られやすい環境の整備が必要であると記載されていますが、弊社として映画については、賛同できません。

## 法人・団体名：東映株式会社

該当ページ：8

概要：映画のネット上における利用に関しては、現行の著作権法制度でも何ら支障はなく、特別法の制定は不要と考えます。

全文：映画のネット上における利用に関しては、現行の著作権法制度でも何ら支障はなく、現在、弊社のネット配信事業でも多くの映画をネット上で提供しております。また、その収益についても、映画の製作に参加した権利者、出資者等へ契約等に基づいて公正な利益配分を行っております。また、映画ビジネスは、製作した作品を映画製作者自身が最大収益を目指し主体的にマルチユース（劇場公開、ビデオグラム化、テレビ放送、ネット配信、海外販売等）をすることにより、製作費を回収することで成立しており、どのようにウインドウ（独占的な期間の設定）を決定していくかは、市場原理に基づき映画製作者のビジネス的な判断によるものであると考えております。従って、特別法の制定により、映画製作者に許諾権を与える一方で応諾義務を課することは、映画ビジネスの根幹を崩壊させるものであり、こうした意見を報告案として提案されることには強く反対いたします。

## 法人・団体名：株式会社東京放送

該当ページ：8

概要：コンテンツホルダー（放送事業者等）に許諾権を一元化、集約化する措置の検討は、権利者等の意見を十分に斟酌し、慎重に対処すべきである。

全文：コンテンツのネット流通を促進するため、コンテンツに関わる各権利者の許諾権行使を特別法により一律に制限し、コンテンツホルダー（放送事業者等）に許諾権を一元化、集約化する措置の検討は、権利者等の意見を十分に斟酌し、慎重に対処すべきである。現在、放送事業者等のコンテンツホルダーは、コンテンツ内の各権利者団体等と協議し、ネット配信を含むコンテンツマルチユースに向けて適正な利益配分などのルール作りの途上にある。かかる状況に鑑みると、強制的に許諾権を制限してしまう手法の導入は、いたずらに権利者の無用な反発を招き、円滑な交渉の停滞や、コンテンツを製作する時点での権利使用料の高騰につながり、ひいてはコンテンツ自体の質低下をもたらす恐れがあることを十分に配慮しなければならない。なお、社団法人日本経済団体連合会の知的財産委員会著作権部会においても目下同様にコンテンツホルダーへの権利集約を検討中であるが、こちらは法律による強制ではなく、あくまでも権利者とコンテンツホルダー間の協議による契約を前提としている点で、円滑なコンテンツ流通に資する可能性がより高いことを付言しておく。

法人・団体名：**株式会社東京放送**

該当ページ：8

概要：特別法によりコンテンツホルダーに権利を集約化する場合に、当該コンテンツホルダーの権利行使に許諾拒否を認めない等の制限を加えることに反対する。

全文：特別法によりコンテンツホルダーに権利を集約化するとしても、当該コンテンツホルダーの権利行使に許諾拒否を認めない等の制限を加えることに反対する。コンテンツホルダーは、コンテンツの利用に関する種々のウィンドーを自ら調整し、利用のタイミング、利用当事者の選択、利用条件の設定等を通して、コンテンツの価値最大化を常に追求している。これに対して、強制許諾的な応諾義務等の制限を課すことは、かえってビジネスの選択肢を狭めてコンテンツの利用価値を損なう結果となりかねないと考える。

法人・団体名：**株式会社東京放送**

該当ページ：7～8

概要：コンテンツホルダーに権利情報の保持・管理を義務付けることは、無駄な投資を強いるもので、コンテンツホルダーの経済活動に無用なタガをはめることになるので反対である。

全文：コンテンツホルダー（放送事業者等）に権利情報の保持・管理を義務付けることは、本来自由であるべきコンテンツホルダーの経済活動に無用なタガをはめることとなり、民間の活力をかえって削ぐ規制につながりかねないため反対である。そもそも、多くのコンテンツホルダーは昨今、ネット配信を含むコンテンツのマルチユースのため、活用可能性のあるコンテンツを自ら選択し、必要なコストを負担して自主的に権利情報を作成したうえで保持・管理している。これを今後製作されるすべてのコンテンツについて、一律に法規制により義務付けることは、経済合理性に反する無駄な投資を強いるだけでなく、コンテンツホルダーの自由な選択によるコンテンツ利用の妨げとなりむしろ有害である。

## 法人・団体名：株式会社東京放送

該当ページ：8

概要：権利者が所在不明な場合であっても、適法にコンテンツを利用することができる措置を導入することは、コンテンツの流通を実効的に促進させるものとして大いに評価できる。

全文：権利者が所在不明な場合であっても、利用者が一定の要件を満たしている場合には、裁定制度によらずに適法にコンテンツを利用することができる措置を導入することは、コンテンツの流通を実効的に促進させるものとして大いに評価できると考える。特に過去の放送コンテンツにおいては、所在不明となった実演家が存在し、円滑な利用が困難な場合があったため、裁定制度を拡充し著作隣接権も対象とするよう、これまで社団法人日本民間放送連盟から要望してきているが未だに実現していない。報告案の措置が導入されると、実演家を含む権利者が所在不明となっていたコンテンツであっても、支障なく利用することが可能となる。

## 法人・団体名：東宝株式会社

該当ページ：4～5

概要：映画の流通促進については、現行の著作権法制度での運用で何ら支障はないと考えます。

全文：映画については、現行著作権法において、あらゆる利用について著作権者である映画製作者に権利の一元化が図られているため、報告案の述べるとおり、ネット配信に伴う権利処理についても概ね問題はありません。実際に映画のネット配信による流通はビジネスとしてすでに盛んに行われています。また、報告案では、製作委員会方式が映画のネット配信の促進を阻害しているかのような例示がなされていますが、このようなケースは製作委員会内部で事前の契約によって対処すべき問題であって、法律によって解決するような問題ではないと考えます。そもそも、製作委員会の構成員は全員が映画製作者として、映画の利用による全体の収益の最大化を目的としています。そのために、劇場での上映利用、DVD化利用、放送利用、ネット配信利用などすべての利用の機会の選択（ウインドウ・コントロール）は、委員会構成員の総意に基づき、常に市場のニーズ、すなわち市場原理に基づいて行われているのであって、決して一事業者の権利の占有あるいは独善的な判断によって行われているものではありません。このように、段階的にウインドウを選択していくことが、一本の映画作品から得られる収益を最大化するために不可欠であり、ネット配信についても、DVD販売や放送などの市場のニーズを満たし、そこから得られる収益を確保した上でのウインドウであるとの認識であります。映画ビジネスにおいては、いかなるウインドウでの収益の取りこぼしも許されず、また、全体のビジネスの拡大につながらないことはできないということを理解していただきたいと思います。したがって、映画の流通促進については、現行の著作権法で何ら支障はありません。

## 法人・団体名：東宝株式会社

該当ページ：5～6

概要：映画の部分映像を使用したユーザー・コンテンツを創作することについて、包括契約によって許諾することは容認できません。

全文：映画というものは、一般に理解されているとおり、連続する場面の構成によって物語を形作るものであり、一編の映画を巻頭から巻末まで通して視聴していただくことによって初めて作品（コンテンツ）として感動を与えることができるものです。すなわち、映画においては、すべてのショットについて作品全体の中での効果が計算されて撮影され、それがつなぎ合わされて一編の作品として成立しているのであり、その一部分のみを取り出して使用するということには根本的に馴染まないものなのです。さらにいえば、そうした使用は、著作者及び映画製作者が作品に込めた意図をないがしろにするばかりでなく、コンテンツとしての映画の芸術的、娯乐的、経済的なあらゆる市場価値を著しく損なう恐れさえあるのであり、簡単に許容できるものではありません。それゆえ、映画の部分使用については、現状においても、時事の報道目的や映画史を編纂する場合など、きわめて限られたケースにおいてのみ許諾されているのです。したがって、報告案の提言のごとく、使用目的も明確でないまま、ユーザーが映画の部分映像を使用して二次的著作物（ユーザーコンテンツ）を創作することに対してオープンに許諾するなどということは、映画本来の市場価値を著しく損なうものであり、音楽のように包括契約による使用を容認することなどは到底できないと考えます。

## 法人・団体名：東宝株式会社

該当ページ：8

概要：映画のネット上での利用は現行著作権法で何ら支障はなく、特別法によって映画製作者の許諾権を制限するという提案には反対します。

全文：現在、映画の流通に関しては、ネット上での利用も含めて、あらゆる利用について現行の著作権法で全く何の支障もなく、原権利者や出資者などの権利者にも公正に収益の配分が行われています。映画は通常多額の資本を投下して製作されるものであり、映画製作者は常にその資本の回収リスクを負っています。すなわち、映画というコンテンツは、映画製作者自身のみならずからのビジネス戦略に基づき、ウィンドウをコントロールして、あらゆる利用を主体的に行うことによってその資本を回収することがビジネスの基本なのです。一本の映画作品について、どのタイミングで、いかなる利用を行って投下資本の回収を図るのが最善であるか、これこそは市場原理に基づいて、ビジネス判断によって決定されるべき問題です。今回の報告案にあるような、特別法によって映画製作者の許諾権を制限するということは、このようにウィンドウ・コントロールを基本とする映画ビジネスを根本から破壊することになりかねないものであると考えます。したがって、そのような提案があるとすれば、断固として反対いたします。

## 法人・団体名：社団法人日本映像ソフト協会

該当ページ：8

概要：ネット上の利用権（ネット権）をコンテンツホルダーに集約し、コンテンツの流通を促進しようとする意見がありますが、その妥当性については慎重な検討を要望いたします。

全文： ネット上の利用権（ネット権）をコンテンツホルダーに集約し、コンテンツの流通を促進しようとする意見については以下のような疑問があります。 1. コンテンツ流通の阻害要因は著作権法なのか コンテンツの流通は、合理的かつ適正な流通の仕組みが整備されるならば、自ずから促進されるものです。流通の仕組みが整っていないにもかかわらず、法制度によって無理やり流通させようとしても市場を混乱させるだけになりかねません。 既存の映像コンテンツに関していうならば、劇場での興行、ビデオパッケージソフト、放送等、様々な方法によって市場に提供されております。他方、インターネット上では著作権を侵害して流通されるコンテンツが無数にあります。 そのような状況の下で、いわゆる「ネット権」創設による権利制限によって、インターネットを用いたコンテンツ流通を権利者に強いることは適切ではありません。著作物に対する排他的権利の保障は、より良いコンテンツの創造を競い合うための前提をなすもので、既存のメディアであろうとインターネットであろうと著作権保護の重要性は変わるものではありません。 2. コンテンツ配信の現状認識について コンテンツホルダーは現行法に則ってインターネットを用いたコンテンツの流通をはじめつつありますが、ビジネスとして成り立つに足る市場は形成されておられません。ネット配信が十分に進んでいないとすれば、それは著作権法制度に原因があるのではなく、配信市場の問題だと思われます。 確かにインターネットは新たなビジネスモデルを構築しうるメディアですが、「ネット権」による権利制限によって配信によるコンテンツ流通が直ちに促進される状況には無く、他のメディアと異なる法制度を設ける必要があるか疑問です。 3. 応諾義務を課することの可否 ネット権者に権利を集中する制度創設の意見は、ネット権者に応諾義務を課するという内容になっています。 映像コンテンツは、劇場公開だけで投下資本の回収が出来る作品はごく一部で、パッケージソフト・放送等様々な方法を用いて投下資本を回収しています。 ネット権者に応諾義務が課されると、劇場公開と同時に配信の許諾申請があった場合、これを許諾しなければならないこととなります。 また、大量の著作権侵害コンテンツがアップロードされているような動画投稿サイトに対しても許諾しなければならないことになりかねません。 加えて、わが国がこのような制度を導入した場合、それに追随する国が現れる可能

性があります。そうなるとわが国の著作物を外国人が外国で配信することにも応諾義務が生じますが、その対価が正当な額になる保証はありませんし、対価確保の実効性も疑問です。 著作権は排他的権利であり、その実質を喪失させる応諾義務を課すことには反対です。 以上の理由から、ネット上の利用権をネット権者に集約しネット権者に応諾義務を課す意見については、その必要性、危険性を慎重に検討されることを要望いたします。 以上

## 法人・団体名：日本音楽作家団体協議会

該当ページ：

概要：放送番組、映画、レコードのネット上での利用について、放送事業者、レコード制作者等コンテンツホルダーが許諾権を行使できる特別法を制定すべきという考えに反対します。

全文：当協議会に加盟する13の音楽作家団体に加入している著作者の多くは、JASRAC等著作権管理事業者に各々の著作権を信託し管理を委託しています。この管理事業者による管理システムは、長年に渡る関係当事者間の努力により、日本の社会にしっかりと根付いており、新しいメディアに対しても、話し合いを重ね、そのメディアに即したルールが作られてきていると認識しております。当報告書の現状分析においても、①レコードの分野では、「音楽の著作権は、一任型の集中管理が進んでおり、管理事業者を通じた権利処理が可能である。ネット配信に伴う権利処理については大きな問題がない。」と分析されており、また、③放送番組の分野においても、NHKのネット配信を例にとり、「脚本、音楽、実演、レコードなど主要な権利団体とは合意が成立し、契約締結や権利処理の体制が確立されてきた」と述べられております。ところが、⑤検討結果において、「未だ契約ルールが存在していない分野があることや、集中管理に属さない権利者やネット利用に消極的な権利者などもあることから、既存のコンテンツを十分に活用できる状況には至っていない」ことから、まずは、集中管理が進んでいない分野においては権利者団体等が主導して集中管理を進めることや、関係省庁の支援の下、ネット上の利用に関する標準的な契約ルールを定めることなど、権利処理を一層促進するための取組みを早急に進めることが必要であると認識されいながら、検討する内容に至って、その必要とする努力を棚に上げて、『コンテンツホルダーのみが許諾権を行使できる特別法を制定すべきである』というの、不可思議としか言いようがありません。私たちは、上述するように、管理事業者等を通して著作権法に基づく許諾権を行使し、メディアに即したルールの下に、著作物を利用していただいております。その許諾権を蔑ろにする特別法には大いに疑問を感じざるを得ません。

## 法人・団体名：社団法人日本音楽事業者協会

該当ページ：2～8

概要：流通の促進にはビジネスモデルの確立こそが急務であり、本報告案にあるような権利者の権利を切り下げ、コンテンツホルダーに許諾権を集約する特別法には賛成できない。

全文：インターネット上でのコンテンツの流通が進まないのは、権利処理の煩雑さやそのコスト負担、更に言えば、権利者の不当な許諾権行使が原因だととして、これまで常に挙げられてきた。しかし、総務省「情報通信審議会情報通信政策部会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の協議でも明らかになっているように、権利者が不当に許諾権を行使したり、それによって流通が阻害されたという事例は過去にも見当たらなかった。結果、ビジネスモデルが確立できていないことに起因するとの共通認識に至っている。よって、流通を促進させるためには、ビジネスモデルの早急な確立こそが重要なのであって、本報告案にあるような、実演家ら権利者の権利を報酬請求権に切り下げ、コンテンツホルダー（放送事業者、映画製作者、レコード製作者）に許諾権を集約する特別法の制定は、到底賛成できない。国際条約から見ても明らかに整合性を欠いているし、万が一、この法律が施行されても、力関係において公正な報酬の配分がなされるとは考えにくく、そうなれば新たなコンテンツの創造サイクルに悪影響を及ぼす可能性がある。なお、今後制作される新しいコンテンツについては、契約ルールの形成や集中管理の促進などにより、円滑な対応が十分見込めるが、二次利用が想定されていない時代に制作された過去のコンテンツについては、権利者不明の場合などにおける具体的な対応策を今後検討していく必要性はある。

## 法人・団体名：社団法人 日本音楽著作権協会

該当ページ：7

概要：コンテンツの流通促進のためにはまず流通する著作物の創作の活性化を図ることが第一であり、そのための環境整備こそが必要である。

全文：文化の創造が活性化し、インターネットを活用した新たな市場においてコンテンツの流通促進が図られることについては、著作権者も大きな期待を寄せているところである。デジタルコンテンツの流通促進の方策については、著作権者の権利を制限する方向で流通促進を実現させようとする議論が一部にある。しかし、現実には、音楽の配信はもとより、放送番組・映画等の動画コンテンツの配信などが次々と開始されるなど、現行制度の下でもインターネット上でのコンテンツ流通は日々活発化している状況にあり、これは円滑に権利処理が行われていることの証である。したがって、著作権者の権利を制限することがさらなるデジタルコンテンツの流通促進につながることは到底考えられない。今後、我が国が知的財産戦略の下、文化立国、コンテンツ大国の実現を目指すのであれば、著作権者の権利を制限しようとするのではなく、著作権の保護を前提に著作物の創作の活性化を図る方策を講ずることによって、流通促進を後押しすべきである。こうした中、音楽の分野では、著作権侵害の氾濫が、適法なコンテンツの配信市場を拡大する上で大きな障害になっていることは周知の事実である。このことは、放送番組・映画等の動画コンテンツにも共通する問題である。このような状況から、著作物の創作の活性化のために今最も必要なものは、著作権侵害への対策の強化、言い換えれば、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会でも検討されている「コンテンツを安心してインターネットに提供するための環境整備」であり、このことをこそ最優先に検討し、イノベーションと法制度の両面から権利を実効性のあるものとする方策を講じるべきである。そして、このような環境の下で新たに創作される豊かな著作物等を国民に届けるべく、多様なビジネスモデルが展開されてこそ、真のデジタルコンテンツ流通の促進が実現し、より一層文化的な社会が築かれるものとする。また、報告案は、コンテンツの流通が進んでいない理由の一つとして、「コンテンツの権利処理が煩雑」であるために「契約コストが増大している」ことを挙げている。このことについては、報告案にあるとおり、まず「契約による権利処理を一層促進するための取組を早急に進める」ことにより解決を図るべきである。また、報告案に挙げられている法的対応案の4項目のうち、「コンテンツホルダーの権利情報の整備」(7ページ)及び過去のコンテンツの利用の円滑化の課題とされている「所在不明の権利者への対応」、及び「少数反対者への対応」(いずれも8ページ)については、具体的対応策

について、コンテンツの種類等に応じ、実態を十分踏まえううえで取組を進めるべきである。一方、報告案では触れられていないが、利用者の立場における放送番組・映画等動画コンテンツの流通促進の観点からは、簡便な許諾処理を行う必要があり、例えば映像関係の権利者の権利を一箇所に集中化することで効果を挙げられる。権利の集中化を実現するための一方法としては、音楽や脚本等既存の権利管理団体との連携を前提とした映像関係の権利の集中管理団体を設立することを国として支援することが必要なのではないかと考えられる。このような団体があることにより、一任型の管理による映像コンテンツ(特に過去に製作されたコンテンツ)については応諾義務により簡便な利用が可能となる一方、最新の劇場公開用映画など、コンテンツホルダーが販売戦略上直ちにインターネット上に流通させることが適当ではないと考えるコンテンツについては、非一任型の管理形態をとることによって、コンテンツホルダーが製作コストの回収のためにその市場価値を維持したり、流通をコントロールすることにより既存のビジネス形態に影響を及ぼすのを防止する、といった柔軟な対応をとることができる。なお、報告案には民間の一提案として「コンテンツホルダーへの権利の集約化」(8ページ)の案が掲げられているが、そもそも音楽コンテンツに関しては、インターネット上での流通がすでに活発に行われているのであり、このような特別な対応は必要ない。また、動画コンテンツについても、これまでビデオやDVD形式による適正な流通市場が形成されてきているのであって、インターネットという新たな流通市場が登場したからといって、なぜ今改めて「コンテンツホルダーへの権利の集約化」をしなければならないのか全く理解に苦しむ。加えて、この案が抱える次のような問題から、仮にこのような方策を講じたとしても、インターネット上でのコンテンツの流通促進が実現するとは到底考えられない。① 許諾権を与えられた者は「収益の公正な配分を行う義務を負う」とあるが、「収益の公正な配分」について何らの保証もない。また、この案にいう「配分」と、「製作に参加した権利者」が通常のルールに従い自ら許諾した場合に得る額との比較がない。また、何をもち「公正」というのかも全く不明である。② 「他の利用者に対して恣意的な許諾拒否等は許されない」とあるが、新たに製作するコンテンツについてまでコンテンツホルダーに一律の応諾義務を負わせると、それらコンテンツの市場価値をコンテンツホルダーの意図のとおり維持することができず、製作コストの回収が困難になり、新たなコンテンツを製作できなくなる。この結果、流通の促進どころか文化の衰退を招くおそれすらある。「コンテンツホルダーへの権利の集約化」は、即ち著作者等の権利の剥奪である。このことは明らかにベルヌ条約及びTRIPS協定違反となるものであり、この提案は、コンテンツの流通促進の議論における最低限の前提すら欠いている。

法人・団体名：協同組合 日本脚本家連盟

該当ページ：8

概要：放送事業者、映画製作者のみが許諾権を行使できる特別法の制定に反対いたします。

全文：1. 著作者にとって、「許諾権」は創作した著作物を著作者の意に反する利用から守る唯一の方法（権利）であり、ネット上での利用において、その権利を引き下げる法律を制定することには反対いたします。2. 当連盟は、放送事業者・映画製作者と、ネット上での著作物の利用に関し協議し、ルールを定めており、現在、著作権の処理について、何ら問題はありません。

法人・団体名：日本行政書士会連合会

該当ページ：

概要：

全文：I コンテンツの流通促進方策 コンテンツの流通促進を図ることは、コンテンツの創作者及び利用者共に望ましいことであり、流通促進の方策を検討すべきであることは当然のことであると思われる。しかし、流通促進を図ることにより、権利者の利益が損なわれないように十分な配慮が必要であると思われる。○コンテンツホルダーの権利情報の整備 「コンテンツホルダーへの権利情報の保持・管理」を促すことは重要なことではあるが、個別の事情等も存在することから、「義務」とすることはいかがなものかと思われる。個別の契約の対応等を検討すべきではないか。○所在不明の権利者への対応 「利用者が一定の条件を満たしている場合には、裁定制度によらずに適法にコンテンツを利用することができる措置を導入すべきではないか」ということに関し、賛成である。問題は、「利用者が一定の条件を満たしている場合」とは、どのような場合を言うのかである。行政書士会は、利用者が必要な調査を行った場合にはこれに該当するものとし、この必要な調査を行ったことを公的な証明により証明できる場合とすることを提案したい。公的証明とは、公的資格を有する者の証明で、例えば公証人、弁護士、行政書士等の資格者によるものとする。行政書士会としては、これを行うための準備を進めている。○コンテンツホルダーへの権利の集約化 権利者の権利が「許諾権」から「報酬請求権」になり、権利が弱まるのではないかという懸念がある。

法人・団体名：社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

該当ページ：2, 3, 7

概要：権利の集中管理事業についての改善（法改正含む）

全文：各著作権等管理事業者による一任型体制の整備が推進されていることは望ましいことですが、まだまだコンテンツ利用の実態に則しているとは言い難い。平成18年度の著作権法改正では、有線放送による同時再送信に伴う映像実演に関し報酬請求権が与えられたが、法施行から1年半が経過しているにも関わらず未だに契約ルールが決定していない。この主な原因の1つが、「権利の集中管理ができていない」という問題がある。法改正により権利を付与された管理事業者が個々別々に”交渉・契約・請求”を行いたいとの声が上がっているのである。（当方は著作権等管理事業法に規定される利用者代表として、全国の有線放送事業者から委任を受け一任型の交渉体制を整備済み）。以上の理由から「新に権利を付与する場合には、その権利を一括管理する体制を同時に整える」ことを希望する。具体的には著作権法95条に規定される指定管理事業者制度を改正し、実演家だけでなく、プロダクションなどの実演家を抱える団体の権利も一元化することを強く求めるものである。

法人・団体名：(社)日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

該当ページ：2 頁以下

概要：コンテンツの権利処理が煩雑との理由で、契約による権利処理の促進だけでは対応できない場合の法的対応案として「コンテンツホルダーへの権利の集約化」には反対する。

全文：(一)『デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告案)』(以下「本報告案」)の「I.コンテンツの流通促進方策」では、ネットにおいて放送番組・映画等の動画コンテンツの流通は不十分であり、その大きな要因の一つとして、コンテンツの権利処理が煩雑であることを指摘した上、コンテンツの権利処理コストを低減し、ネット上でのコンテンツ流通促進するための法的対応の可能性について検討している。しかしながら、検討結果の中で、コンテンツの権利処理が「煩雑」であることをコンテンツの流通阻害の大きな要因として掲げるだけでなく、権利の集中管理も含む契約による権利処理の促進だけでは対応できない場合の法的対応案として「コンテンツホルダーへの権利の集約化」というコンテンツの創作に関わる多くの権利者の権利を正面から否定しようとする特別法の制定を検討することには断固として反対する。(二)まず、コンテンツの権利処理を一方向的に「煩雑」として評価することに、極めて憤りを感じる。例えば、放送番組などの映像コンテンツには、多数の権利者が関与している以上、権利者から利用許諾を求めなければならないことはあまりにも当然のことである。このような権利処理を「煩雑」として評価してしまうこと自体、コンテンツに関わる者の創作へのインセンティブを大きく損なうものである。許諾権の存在は、コンテンツの流通を阻害するものではなく、権利者がコンテンツの流通に関するビジネスを行う上での基盤となるものであり、コンテンツに関わる価値を最大化するために必須のものであることを忘れてはならない。流通促進の名のもとに、コンテンツに関する権利を否定すれば、流通の対象とすべきコンテンツ自体が枯渇することは明らかであり、映像コンテンツ大国の実現など到底期待できないというべきである。(三)(イ)権利処理コストを低減し、ネット上でのコンテンツの流通を促進するためには、本報告案で述べられているように、まずは、権利の集中管理の促進を含む契約による権利処理を一層促進するための取組を早急に進めるべきである。映像コンテンツに係る権利については、集中管理が整備されつつある分野も存在する。現に、本報告案5頁では、NHKによる放送番組のネット配信に関し、脚本、音楽、実演、レコードなど主要な権利者団体等との間で合意が成立し、権利処理の体制が確立されていることも指摘されている。(ロ)また、本報告案6頁で、諸外国においては、実演家の権利に関する団体協約の

存在によって権利処理が可能となっていることが指摘されている。わが国において、このような団体協約が確立していない状況の中で、権利者保護の施策がないままに、流通促進の法的措置を進めることは大きくバランスを欠くこととなり、実演家をはじめとする権利者に著しく不利な結果を招くおそれがある。この点からも、権利の集中管理の促進を含む契約による権利処理のスキームを一層整備すべきであり、そのための取組を進めるべきである。これをなくして、流通促進を急ぐことは、権利者の権利を弱体化させるだけであり、知財立国の根本目的に反することになる。(四)そして、権利の集中管理を含めた契約による取組だけでは対応できない問題の解決策のひとつとして「コンテンツホルダーへの権利の集約化」についての特別法の制定が示されている。しかしながら、このような法的対応案には、上記のとおり、断固として反対する。すなわち、ネット上の利用に係る許諾権については、すでにいくつかの集中管理団体によって集中管理されている分野がある。それにもかかわらず、ネットの利用に係る許諾権等をコンテンツホルダーに集約しようとすることは、本報告案が権利の集中管理の促進も含む契約による権利処理を一層促進するための取組が必要とされている方向性とは相容れないものであり、このような観点からも、当該対応案は極めて問題である。さらに、ネット上での利用について、著作権や著作隣接権だけでなく、商標権、意匠権、肖像権やパブリシティ権などの権利までも集約化することは、国際条約や憲法に抵触するおそれもあり、このような方策を検討すること自体極めて疑問である。(五)以上のとおり、権利処理の点を「煩雑」であると否定的に評価し、コンテンツに関する著作権者や実演家の有する許諾権を正面から否定する「コンテンツホルダーへの権利の集約化」についての特別法の制定を検討することには断固として反対する。本報告案でも述べられているように、デジタル・コンテンツの流通促進に向けて、権利の集中管理も含めた契約による権利処理を一層進めることが、なによりも必要である。現に、当センターにおいても、権利者不明の場合に係る問題も含めて、放送番組のネット流通も含めた二次利用における実演家の権利の集中管理に積極的に取組んでいるところであり、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」への方向は、これまで権利者団体が取組んできた権利の集中管理の促進に逆行するものである。なお、デジタル・ネットワーク時代に対応した契約による権利処理については、いわゆる電子許諾の途を探ることも、今後の課題として検討に値するものであることを付言しておく。以上

## 法人・団体名：株式会社 日本国際映画著作権協会

該当ページ：2

概要：映画の著作物などは権利者による個別の契約により利用が図られる性質のものであり、権利の集中管理や、標準的許諾条件の適用に馴染みません。コンテンツごとに妥当性を慎重に議論すべきです。

全文：コンテンツの製作そしてその利用、そしてかかる利用に伴う収益の配分については、製作に参加するすべての者との合意が個別に形成されることが必要であり、個々のコンテンツの製作時点で、このような合意が明確に形成されることが最も望ましい姿です。例えば、映画というコンテンツについて言えば、特定の映画製作に関係する原作者、脚本家、監督、出演者等のすべての人との間で、①製作された映画に対する著作権は製作者が保有すること、②そして製作者は当該映画の著作権者としてインターネットを含めたすべての媒体で映画を利用できること、③そしてかかる利用に伴う収益に関する配分の有無または金額に付き、明確な合意が形成されることこそが、当該映画の流通を促進する最も相応しい方法であります。つまり、コンテンツ制作に参加するものの全てが、当該コンテンツの著作権者によるすべての媒体での利用を予め合意してさえすれば、当該コンテンツの流通が阻害される要因は除去されます。提言されている内容は、「コンテンツの権利処理が煩雑なこと」がコンテンツの流通を妨げている大きな要因の一つと説明しており、その様な前提に基づき、契約を促進する観点や、契約による取り組みだけでは対応できない問題を解決する観点から、契約による取り組みを補うための法的対応を検討することが必要である、と提言していますが、このような考え方は、流通促進の名の下に権利者に属する財産の無許諾利用を実現するものであり、到底賛成できません。また「ネット権」創設を推奨する考え方は、インターネットをいう市場の下で、コンテンツの制作および利用の原則を破壊するものであるといわざるを得ません。特に映画について言えば、映画の財産的価値はそれぞれの映画で異なるものであり、標準的な価格など付けることは出来ません。また「ネット権」を推奨される方々は、権利者の一人でも反対すればネット上の利用が出来なくなるということを強調され、権利者の同意を前提としない制度の構築を図られるものでありますが、収益の配分が「契約」という形で明確に形成されていれば、99の権利者が同意して1人が反対するというような事態はまず考えられません。重要なのは、「利用と配分」につき、明確な契約がつけられることであり、このような努力を放棄し、権利処理を不要とする法制度の構築を検討することは妥当ではないと考えます。また過去の映像及び音楽等についても、個々の合意の形成に困難が伴うことがありうることを否定するもの

ではありませんが、かかる合意の形成に向けた権利者や団体の努力を尽くすことが現時点で最も大事なことであると考えます。

法人・団体名：協同組合日本シナリオ作家協会

該当ページ：8

概要：コンテンツホルダーへの権利の集約化に反対する。

全文：コンテンツホルダーへの権利の集約化には反対である。我々創作者から許諾権を取ったら何が残るのか（権利の切り下げには反対）—— という側面は言うまでもないが、別の視点から見ても、実際のところ多くの日本のコンテンツホルダーには権利情報を管理する能力が十分ではなく、恐らく「収益の公正な配分」は絵に描いた餅になるだろうとの懸念が拭えない。日本は欧米に比べ、契約慣行が浸透していない。一般に商取引であれば条件や対価について確認するのは当たり前なのであるが、脚本の執筆契約はプロデューサーと脚本家という個人間のやり取りに陥り、その当たりの事さえなされずに進むケースが多い。そもそも契約内容自体が曖昧であるため、それをデータで保管・集中管理することなど出来ず、よく後からトラブルになる。発注書の交付も契約書の作成も良くて事後処理がいいところである。小規模の制作会社が多い映像業界は、デジタル・ネット時代と呼ばれようがこのように旧態依然としている。そこへ収益の公正な配分の話をしても唐突な感じが否めない。会社側が作品の利用を促進させたいのであれば、最初の契約時にきちんと条件等について話し合い、それを書面で残す努力をもっとすべきである。企画意図、製作予算、スケジュール、企画が中止になった場合の措置（キャンセル料等を含む）等々必要な情報を開示し協議する「フェアな契約環境」をまず実現させるべきではなかろうか。そうした努力もせずに、面倒だから会社側に権利を集中させてしまえ、という発想はかなり無謀に見える。

## 法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：全体

概要：ネット配信事業者がネット配信に適したコンテンツを自らリスクを負い創作する努力を行うことが最重要であり、そのための方策について、まず検討されるべきと考えます。

全文：既存の放送コンテンツを流通させることのみが先行議論されていますが、ネット配信に適したコンテンツを、新規に創作するための方策について、まずは検討されるべきと考えます。この報告案で記述されているコンテンツ流通の施策が、他人の創作した既存のコンテンツを安易に安く利用する目的に悪用されることを危惧します。コンテンツの製作に、創作の努力と費用をかけリスクを負う者が尊重されない政策は、クリエイターの創作インセンティブを低下させることとなります。テレビが出現した時に、映画界の多くは、テレビに協力的ではありませんでしたが、これを打開すべくテレビ関係者は映画等の既存のコンテンツに頼らず、テレビという新しいメディアに適したコンテンツを自ら創作してきました。ネット配信事業者が、ネット配信に適したコンテンツを自らリスクを負い創作する努力を行うことこそ、一番重要と考えます。

## 法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：2頁8行目～

概要：コンテンツ流通促進方策を検討する際、ビジネスモデルの成立や市場の形成についての十分な検討が不可欠と考えます。結論を出す前に、具体的な検討を要望します。

全文：この報告案では、「流通が進まない原因」の1つとして「ビジネスモデルが成立していないこと」が指摘されていますが、この点に関する検討がなされていません。この指摘は非常に重要な検討ポイントであり、ビジネスモデルが成立しない状況では、この報告案で検討されている様々な施策を実施しても、期待されるようなコンテンツ流通が促進されることは期待できません。従いまして、コンテンツ流通促進方策を検討する際、まず、ビジネスモデルの成立や市場の形成についての十分な検討が不可欠と考えます。現状でも、インターネット上では多くの放送番組や映画のコンテンツが配信されていますが、これらの配信事業について、例えば、事業性（有料視聴のニーズ、無料視聴のニーズと広告の市場、配信コスト、違法動画サービスの影響、簡易化・大容量化する家庭内の録画の影響等）の検証を行うべきと考えます。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：2 頁 10 行目～

概要：権利者への配慮を欠く視点に基づいた性急な施策は、クリエイターの創作のインセンティブを高める基盤を崩壊させる恐れがあります。権利者に対する十分な配慮を要望します。

全文：この報告案では、コンテンツ流通が進まない大きな要因の1つとして「権利処理が煩雑なこと」が挙げられ、この整理に沿って、「コンテンツ流通促進方策」が示されています。これらの法的対応案は、権利の引き下げやコンテンツホルダに対し負担を課すもので、利用者に視点に偏っていると考えます。そもそも、権利処理が必要な権利に関して、権利処理が煩雑という整理を行うことは、権利者および権利に対する尊重を欠いた記述です。権利者への配慮を欠く施策は、クリエイターの創作のインセンティブを高める基盤を崩壊させる恐れがあります。法的対応案の検討に当たっては、権利者やコンテンツホルダに対する十分な配慮を要望します。なお、実務上、権利処理に関して、放送番組を DVD 化するときの手間とネット配信の手間とは、それ程差異はありません。ただし、権利者の要求が年々強まる傾向にあり、コンテンツホルダーの収益が減少する傾向にあります。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：4 頁 8 行目～

概要：放送番組に利用されたレコード実演については、実演家の権利がどの程度レコード製作者に集中されているのか曖昧な状況ですので、この報告案の記述は不正確です。

全文：「実演家の権利はレコード製作者に集中されている」とありますが、CPRA は放送番組に利用されたレコード実演のネット配信時の使用料規定を策定していますので、不正確な記述となっています。また、この場合、実演家の権利がどの程度レコード製作者に集中されているのか曖昧な状況となっていますので、利用者としては、二重の権利処理を求められる可能性がある等の問題があると考えます。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：5 頁 2 行目～

概要：コンテンツホルダが利用態様間でのウインドウ・コントロールを行うことは、当然のことであり、問題であるかのごとく取り上げるべきではないと考えます。

全文：「ネット配信が DVD 販売や放送などと競合する場合、許諾が得られないケースがある。」とありますが、このビジネス判断は当然のことであり、問題であるかのごとく取り上げるべきではないと考えます。映像製作者は、劇場配給、ビデオ化、放送、ネット配信といったさまざまな流通（この報告案が進めようとしているコンテンツ流通）を既に行っています。これらのウインドウを効果的かつ効率的に利用して最大限の収益をあげるべく戦略を立てることになりますが、DVD 販売や放送は、現在、映画製作者の収入の大きな柱の 1 つですので、当然、DVD 販売や放送が優先されることとなります。こうした利用態様間でのリリース時期の調整は当然あり得ることであり、尊重されるべきと考えます。なお、映画製作者がネット配信を優先させる状況としては、ネット配信が市場として拡大することが前提条件と考えます。その上で、映画製作者が自らの判断でウインドウ・コントロールを行うこととなります。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：5 頁 22 行目～

概要：ユーザーコンテンツの中の違法なコンテンツについて、権利者によって許諾されないことが課題であるかのように整理され、不適切と考えます。

全文：この報告案でも整理されていますが、既存のコンテンツを利用しユーザーが二次創作したコンテンツは、許諾が得られていない場合が多く、これら無許諾のユーザーコンテンツは違法コンテンツです。仮に、その中で利用されている音楽の許諾が得られたとしても、一部の許諾でしかなく、映像製作者等の権利者にとって、違法コンテンツに変わりはありません。しかし、この報告案では、このような違法コンテンツが、権利者によって許諾されないことが、課題であるかのように整理されています。このような表現は、違法コンテンツであっても利用できるかのような誤解を与えるので、不適切と考えます。違法コンテンツの配信は、適正なコンテンツ流通の阻害要因であり、このような違法コンテンツの配信が推奨されるべきではありません。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：7頁37行目～

概要：権利情報の保持・管理は、放送事業者のニーズ（市場のニーズを含む）に応じて整備されるべきです。法律が介入し、放送事業者に義務づけることには反対します。

全文：「今後製作されるものについては、コンテンツホルダー（放送事業者）に権利情報の保持・管理を義務付けることとすべきではないか。」という整理がされていますが、このような義務づけには反対します。放送番組は、日々製作されていますが、初放送以外で利用される番組は、番組全体の比率から見ると極僅かです。全く利用されないような番組についても、権利情報を残すことを義務付けることは、放送事業者に多大な労力と支出を強いることとなります。本来、番組の製作に向けられるべき、労力と原資が、ネット配信のための権利情報の整備に費やされることは、放送番組の視聴者の利益にも反するものと考えます。市場のニーズの高い番組は、そのニーズに応じて権利情報も整備されますし、法律が介入するのではなく、民間の「ビジネスの成立」の観点からの整理をするべきと考えます。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：8頁9行目～

概要：「少数反対者への対応」についての検討は必要ですが、この措置がコンテンツ流通の促進に寄与するとは思いません。別途、著作権の場で整理・検討するべきと考えます。

全文：放送番組では、現状でも、関係者との話し合いにより権利処理が行われ、多くの番組のビデオグラム化や海外販売等のコンテンツ流通が行われています。ネット関連のビジネスにおいても、同様の方法により解決が可能です。ネット配信におけるコンテンツ流通が進まない原因は、主にビジネスモデルの不成立にあり、従いまして、この「少数反対者への対応」を行ったとしても、それだけでコンテンツ流通が著しく進むとは考えられません。法的対応案では、「正当な理由がない限り反対できない」とし、正当な理由があれば反対が可能という配慮がされていますが、権利者の意思に関わる部分であるだけに、さらに慎重に十分な検討が行われるべきと考えます。ネット配信の促進という理由から、拙速な結論が出されることのないよう要望します。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：8 頁 15 行目～

概要：この法的対応案による権利の引き下げは、放送番組の内容や質の低下に繋がる恐れがあります。放送番組の制作実態を把握した上での慎重な検討を要望します。

全文：全ての放送番組が、放送以外の利用に適しているものではありません。報道番組における放送という前提でのみ取材可能な場合もありますし、放送という利用が一時的で形で残らない利用という前提で、許諾（あるいは黙認）されている利用もあります。この法的対応案が成立した場合、権利者は、放送を許諾すると全ての利用が行われることを覚悟しなければなりません。その結果、放送の利用そのものが許諾されなくなり、番組内容が変更される恐れや、報道機関として踏み込んだ取材が不可能になる恐れ等があります。放送番組の制作実態の把握した上での慎重な検討を要望します。

法人・団体名：日本テレビ放送網株式会社

該当ページ：8 頁 21 行目～

概要：放送事業者等は、他の利用者に対して「恣意的な許諾拒否等は許されない」という整理は、コンテンツビジネスへの理解を欠いたものであり、反対します。

全文：放送事業者、映画製作者、レコード製作者は、他の利用者に対して「恣意的な許諾拒否等は許されない」という整理は、コンテンツビジネスへの理解を欠いたものであり、反対します。これらの者は、リスクを負ってコンテンツを制作するのであり、自己の責任で、事業（収入の確保）を行います。最も重要な目的は自己利用の場合が多く、それと併せて行われるライセンスは主として独占権です。これらのウィンドウ・コントロールによって最大の利益を求めることが一般的です。この報告案のような提案が、コンテンツビジネス手法を否定することにつながり、結果として、優良なコンテンツが製作されなくなることが、最も懸念されます。なお、一般的なビジネスにおいても、メーカーが自己の製品（特許等を含む）を開発した場合、ライバルとなるメーカーにライセンスを強要されることはありません。また、ブランドイメージが重要な場合は、専門店での販売に流通を限定しますし、露出過多の場合は意図的に露出を制限することによって長期間にわたって、人気の維持を図ります。コンテンツビジネスにも、コンテンツビジネスのルール（手法？）や市場があり、可能な限り、それらが尊重されるべきと考えます。

## 法人・団体名：協同組合 日本俳優連合

該当ページ：1

概要：コンテンツの権利処理が煩雑との理由で、契約による権利処理の促進だけでは対応できない場合の法的対応案として「コンテンツホルダーへの権利の集約化」には、反対する。

全文：検討結果の中に、コンテンツの権利処理が「煩雑」であることをコンテンツの流通阻害の大きな要因として挙げられている。権利処理が「煩雑」であるというなら、許諾を取るのも、報酬をもれなく支払うのも、「煩雑」であることに変わりはない。時代は既に、実務的に、権利の集中管理の促進を含む、契約による権利処理の促進の取り組みに向けて動き始めており、特別法制定のような劇薬を処方する必要は無い。そのことによって、かえって文化的創造物である著作物を生み出す権利者のインセンティブを、大きく損なってしまうことになるであろう。

## 法人・団体名：日本弁理士会

該当ページ：7

概要：法的対応という解決策の前に、コンテンツ流通を促すための新たなビジネスモデルの提案など、事業者等に自主的な努力を促すための方策について十分かつ具体的な議論が必要。

全文：第7頁「5. 検討結果」によれば、ネット上でのコンテンツの流通促進に関して、一部の分野、特に放送番組の分野において権利処理コストの増大が流通阻害の一因と指摘されている。そして、権利の集中管理を進めること、あるいは、標準的な許諾条件を契約ルールとして定めること等によって、契約による権利処理を一層促進する取組を早急に進めること、特に放送事業者に対しては、「製作段階においてその後の利用を含めた契約を行うよう自主的な努力を促すべきである。」との方向付けがなされている。一方で、契約による取組を補うための何らかの法的対応が必要であるとの意見に配慮して、「契約促進の取組による権利処理の進捗状況を踏まえ、適宜法的対応の検討を進めることが必要である。」とも述べられている。確かに、事業者等が相当の努力をしてもなお流通が促進されないならば、その解決策として法的対応が考慮されてしかるべきである。しかし、法的対応の検討を進めるほどそれへの期待感が高まり、その反作用で、自主的解決、すなわち契約による権利処理に向けて努力する意欲が削がれることが懸念される。ましてや、現状でも、契約による権利処理の困難性が指摘されているのであるから、事業者等に自主的な努力を促すというだけで、相応の成果が得られるか否かは疑問である。よって、法的対応の検討を進める前に、まずは事業者等に「自主的な努力」を促すための方策について、さらなる十分かつ具体的な議論がなされるべきである。そこでは、映画・音楽等の分野は既に二次利用が十分に行われているのに対しTV地上波コンテンツのみが二次利用が進展していないという実情を踏まえた具体的な議論がなされるべきである。報告書案でも、権利の集中管理の促進や標準的許諾条件の策定が挙げられているが、こうした方策を進めるための具体的施策の検討、さらに進んでは、放送事業者等にコンテンツ流通を促すための新たなビジネスモデルの提案など、議論すべきテーマは少なくない、と思料する。

## 法人・団体名：日本弁理士会

該当ページ：7～8

概要：第7頁の「(ヒアリングで出された法的対応策)」の記載は、専門調査会が既にこれらの意見に従って検討を進めているかのような誤解が生じないよう、表現を明確化されたい。

全文：第7頁の「(ヒアリングで出された法的対応策)」の記載については、専門調査会で出された個別意見と理解するが、専門調査会が既にこれらの意見に従って検討を進めているかの如く受け取られないか懸念がある。そのような誤解が生じないよう、表現を明確化されることを希望する。

## 法人・団体名：日本弁理士政治連盟

該当ページ：2

概要：「I. コンテンツの流通促進方策」について 「〇所在不明の権利者への対応」については、一定の知識を有する弁理士、弁護士等の専門家が、適正な料金で関係する権利団体等への照会・調査、その関係団体等が定める適正な対価を寄託、又は供託したときは、利用を認めるような法制度の構築が望まれる。「〇コンテンツホルダーへの権利の集約化」については、映画等のこれらの事業者、及び各権利者に対して、各権利を適正に行使すべく標準的な契約書の公開、及びこれらの紛争を公正に処理する機関の整備が望まれる。また、紛争が発生したときの民間機

全文：「I. コンテンツの流通促進方策」について この問題の所在として、わが国のコンテンツ・ビジネスにおいて、ネット上の流通の促進を阻害している最大の原因が、一つの作品をめぐる著作権処理が複雑なことを挙げている点は、賛成できる。このための検討結果として、「〇コンテンツホルダーの権利情報の整備」等を挙げている点も基本的な施策としては賛成できるが、「〇所在不明の権利者への対応」、及び「〇コンテンツホルダーへの権利の集約化」については、下記の留意点を十分に配慮すべきである。 1. 「〇所在不明の権利者への対応」について 権利者不明の著作物の利用は、裁定制度(第67条)があるが現状では機能しているとは思えない。また、この裁定制度は、隣接権は適用されない。著作物の有効利用という観点からも簡易に、かつ公正に利用できるシステムの構築が望まれる。特に、匿名性の高いネット上で広く流布し、有効に利用されているコンピュータプログラムにもこの種のものが多い現状も考慮されるべきである。 この場合、一定の知識を有する弁理士、弁護士等の専門家が、適正な料金で関係する権利団体等への照会・調査、その関係団体等が定める適正な対価を寄託、又は供託したときは、利用を認めるような法制度の構築が望まれる。 2. 「〇コンテンツホルダーへの権利の集約化」について 権利を集約化するために「放送事業者、映画制作者、レコード製作者のみが許諾権を行使できる特別法を制定すべきではないか。」としているが、昨今の経済変動からも理解されるように、著作権の権利期間の長さを考慮すると、安定、公正、かつ長期間に亘ってこれらの事業者が運営できる保証はなく、製作に参加した権利者に公正な配分を行うことも担保できない。逆に、これらの権利者からの不当な権利要求にも対応できない。 また、映画については、所謂ワンチャンス主義があり、実演家の権利が制限されている(91条～92条の2)。歴史的に有名な映画を出すまでもなく、実演家の貢献を考えると、著作権法、及び慣行されている契約も今後見直すべきである。 そこで、映画等のこれらの事業者、及び各権利者に対して、

各権利を適正に行使すべく標準的な契約書の公開、及びこれらの紛争を公正に処理する機関の整備が望まれる。紛争が発生したときの民間機関としては、弁護士会、弁理士会等の士業団体が行っている調停・仲裁機関の調停、仲裁機能を利用して、これらの紛争を迅速かつ適正な費用で解決できるような、民間による公正な紛争解決のシステムの構築も望まれる。

## 法人・団体名：日本放送協会

該当ページ：7

概要：まず当事者間の契約による権利処理を促進すべきだと考えるが、当事者の努力だけでは限界のある分野もあり、具体的な取組に際しては関係省庁等の協力も必要。

全文：NHKでは、この12月から放送番組のネット配信サービスを開始するほか、来年度からの経営計画においても、テレビだけではなくパソコンや携帯端末などのメディアを通じて、いつでもどこでも放送番組を見ることができ環境を整備することを約束しています。NHKとしても、これらのサービスを円滑に進めるため、集中管理が行われていない分野に属する権利者とのルール化、ネット配信を拒否している権利者の説得などについて、積極的に取り組んでいるところです。報告でも、今後集中管理を進めることや関係省庁の支援の下で契約ルールを定めることなど、まず契約による権利処理を一層促進することが必要だとしています。これらの取組がさらに進めば、権利処理が円滑に進むものと期待されます。しかし、集中管理で言えば、音楽以外の分野においては十分に進んでいるとは思えません。このように集中管理が進まない要因を取り除くための具体的な取組について、権利者団体の主導だけに期待するのではなく、関係省庁等の協力を得て検討すべきであると考えます。さらに報告では、放送事業者に対して、制作段階において、その後の利用を含めた契約を行うことが求められています。NHKでも、二次利用が予想される番組については、今後の利用に対して事前に権利者から了解を得よう努力をしているところですが、放送以外の二次利用については、プロの実演家や著作者からは利用の都度に許諾を求められるのが通例です。当事者間の契約ではある面当然だと思えますが、実際の二次利用に当たって、正当な理由とは考えられない事由により、許諾を得られないこともあります。このように契約による権利処理をさらに進めることについては、当事者の努力だけでは対応できない問題もあり、それらについては、関係省庁の支援の下で、具体的にどのような取組を行っていくのかについて検討することが是非とも必要だと考えます。また、報告では、これらの取組が進まない場合、法的な検討も必要だとしています。○「コンテンツホルダーの権利情報の整備」について 現在ではほとんどの番組で権利情報を登録しています。さらに、二次利用が想定されない番組もあること、ドキュメンタリー番組などでは取材先を明かせない場合もあること等の理由から、権利情報の保持・管理を法的に義務付けることには反対です。あくまでも放送事業者の自主判断に任せるべきだと考えます。○「コンテンツホルダーへの権利の集約化」について 放送事業者その他の権利者が二次利用について拒否できな

いことになれば、ドキュメンタリー番組などを中心に取材・制作に支障をきたすことも考えられるばかりでなく、出演者や取材協力者のプライバシーを侵す懸念もあり、放送倫理上の問題を引き起こすことにもなりかねません。ひいては番組の質の低下を招くなど、国民の知る権利その他の利益が害される恐れもあり、慎重な検討が必要です。

法人・団体名：社団法人 日本民間放送連盟

該当ページ：7

概要：放送番組のネット流通は徐々に進みつつあり、権利処理ルールも形成されていくものと思われる。こうした問題は、放送事業者と権利者や通信事業者が真摯に向き合って解決することが重要

全文：「検討結果」において、「我が国の場合、特に放送番組については、欧米に比べ契約慣行が浸透していないため権利処理コストが増大し、これが新しいメディアの出現に対応したコンテンツ流通を阻害する一因となっていることと考えられる。」とあるが、最近では放送番組のネット流通は放送事業者の自助努力によって着実に進んでおり、これに伴い、権利処理ルールも形成されつつある。こうした権利処理ルールの形成については、放送事業者と権利者および通信事業者が真摯に向き合って解決することが重要であり、法制度をもって強制すべきではない。まず、知的財産戦略として取り組むべきことは、権利者の権利制限などの強制的手段を考えることではなく、ネットにおける健全なビジネス環境を整備し、コンテンツホルダーや関係権利者に、そこでビジネスを行う意欲を喚起させることと考える。

法人・団体名：社団法人 日本民間放送連盟

該当ページ：8

概要：放送番組等、複数の権利者が関わるコンテンツのネット上での利用に関し、放送事業者等のみが許諾権を行使できる特別法の制定については、現段階では賛成できない。

全文：現在、放送事業者等コンテンツホルダーは、各権利者団体等と協議し、ネット配信を含むコンテンツのマルチユースに向けて適正な利益配分などのルール作りの途上にある。強制的な許諾権制限の導入は、こうした協議を阻害するばかりでなく、番組製作段階の権利使用料の高騰をもたらす恐れもある。これによりコンテンツ自体の質の低下を招くことも考えられることに十分配慮しなければならない。したがって、特別法の制定については、現段階では賛成できない。他方、“許諾権を与えられた者には、他の利用者に対して恣意的な許諾拒否を認めない”との措置は、自由な事業活動を制限するものであり、不適當である。自律的な事業者の活動の何をもって「恣意的」とするのかの判断基準があいまいであり、ネット関連事業者にのみ、公権力による「恣意的」で強制的な優位性と利便性を付与することにつながりかねない。そのような事態は結果として、ネットに限定されない全体としての健全なコンテンツビジネスの成長・発展に悪影響を与えることになるものと懸念する。

法人・団体名：社団法人 日本民間放送連盟

該当ページ：7～8

概要：コンテンツホルダー(放送事業者等)に対して権利情報の保持・管理を義務付けるような法的措置は不要であり、これに反対する。

全文：放送事業者は、すでに放送コンテンツのマルチユースを図るため、二次利用が可能なコンテンツについて自主的に権利情報を作成し、保持・管理している。こうした権利情報は、コンテンツホルダーがビジネスを行うにあたって関係者間の契約等により営業・ビジネス上、むやみに外部に出せない重要な情報を多く含むことや、権利情報の保持・管理には少なからずコストがかかることなどに鑑み、大前提として経済合理性に則ったコンテンツホルダーの自主的な取り組みに任せるのが妥当と考える。

法人・団体名： **社団法人 日本民間放送連盟**

該当ページ： 8

概要：所在不明の権利者への法的対応案は、コンテンツ流通を促進するために有効な施策であり、速やかな法制化を望む。

全文：過去の放送コンテンツにおいて、所在不明となった実演家が存在したため、円滑な利用が困難となるケースが生じている。当連盟では、こうした状況を踏まえ、かねてから著作権法に規定されている「裁定制度」を、著作隣接権にも導入するよう、文化庁著作権分科会に要望している。仮に報告案の措置が導入されれば、「裁定制度」によらなくても、権利者が所在不明となっていたコンテンツを支障なく利用できることから、コンテンツの流通促進に大いに寄与するものとする。

法人・団体名： **社団法人日本レコード協会**

該当ページ： 7～8

概要：インターネット上でのコンテンツの流通は、あくまで契約ルールの形成や集中管理の拡大により対応すべきである。

全文：コンテンツの流通が進まない大きな原因の一つとしてコンテンツの権利処理が煩雑なことを挙げているが、そのような認識自体一般的なものとは思われない。国際的な動向を（6ページ）をみても権利者の権利を切り下げることによりコンテンツの流通を図っている国はなく、知財先進国である我が国においてこのような議論をすること自体適切ではない。インターネット上でのコンテンツの流通は、あくまで契約ルールの形成や集中管理の拡大により対応すべきであり、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」（8ページ）は契約ルール未整備によるつけを何らの合理的理由もなく権利者に負担させるものである。万一、そのような措置を講じた場合には、権利者へ適正な対価の還元がなされなくなり、新たな著作物の創作に極めて深刻な悪影響を及ぼすものとする。

**法人・団体名：マイクロソフト株式会社**

該当ページ：

概要：デジタルコンテンツ流通の為の権利処理を簡便にするため、様々な権利者・利用者間との間のバランスをとった対応が必要。

全文：デジタルコンテンツの流通のためのビジネスモデルの成熟化を促すも、流通するコンテンツが不足している状況は否めない。この為にも、委員会の結論であるデジタルコンテンツ流通の為の権利処理を簡便に行う為の提案された内容を含めた対応が求められることについては同意。他方、権利の集中管理等を検討するにあたっては、コンテンツ管理者による恣意的な許諾拒否等がなされないよう、権利者・利用者との間のバランスをとった対応が必要と思料。